

新潟市とスポーツクラブN A S株式会社との包括連携協定

新潟市(以下「甲」という。)とスポーツクラブN A S株式会社(以下「乙」という。)とは、地域の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次の連携事項に取り組むものとする。

- (1) 市民の健康増進に関すること
- (2) 企業の活力アップに関すること
- (3) 子ども支援・子育て支援に関すること
- (4) 地域の安心・安全に関すること
- (5) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議のうえ、乙の関係会社及び第三者に再委託して実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(機密の保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の業務上の機密情報については、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、第三者に開示してはならない。ただし、以下の各号に定める情報についてはこの限りではない。

- (1) 既に公知、公用の情報
- (2) 開示後、受領者の責めによらず公知、公用となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者により守秘義務を負わずに入手した情報

2 甲及び乙は、前項の機密情報について、本協定の有効期間中はもちろんのこと本協定の終了後といえども、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月13日

甲：新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
新潟市長

中原 八一

乙：東京都江東区有明3丁目7番18号
スポーツクラブNAS株式会社
執行役員

白井 奈美
